

2010. 11月

238

川崎南法人会だより

法人会NEWS

発行所/社団法人川崎南法人会
編集兼発行人/広報委員会

川崎市川崎区宮前区 8-15 (パールビル 3F)
http://www.km-hojinkai.or.jp
Eメール km-hojin@km-hojinkai.or.jp

TEL:044-233-4852・8904
FAX:044-245-0023

- 活動報告…………… 11
- 脳卒中 予防・治療最前線 No.2…………… 10
- 平成23年度税制改正に関するアンケート集計結果…………… 6
- (特集)平成23年度税制改正に関する提言…………… 2
- 消防署からのお知らせ…………… 15
- 税務署からのお知らせ…………… 14
- 税のQ&A (遺産を分割するために)…………… 13



消費税期限内納付
法人会 一声運動

地元企業によって形成された連や市民参加型の連、小学校・幼稚園の連の他、市外からのゲストも登場し、阿波おどりを披露します。

川崎南法人会だより「法人会NEWS」のバックナンバーはホームページでご覧になれます。

第25回かわさき阿波おどり

特集

平成23年度税制改正に関する提言

法人会は、このほど平成23年度税制改正に向けての提言をまとめ、政府・与党をはじめ、関係省庁にたいして、要望実現のために積極的な運動を展開して参ります。

日本経済は、危機状態から脱しつつあるものの、その前途は予断を許さず、中小企業を取り巻く環境は一層厳しさを増している。法人会は、いまこそ行政改革・経済構造・税制改革に向け、提言・行動していかなくてはなりません。具体的には、法人税率の引き下げ、事業承継税制の確立を最重要課題として提言するものである。

総論

第一 経済・財政・社会保障制度の改革

政府は、本年6月、元気な日本を復活させるとして、強い経済、強い財政、強い社会保障を一体的に捉えて建て直す方針を示した。この政策を要約すると、増税で得た財政資金を社会保障などの成長分野に投入することで、雇用を拡大し、成長につなげようとする戦略である。だが実際は、正に「言うは易く、行うは難し」の典型といってもよいだろう。

現在の日本経済は脆弱化し、需給ギャップが25兆円ある。名目雇用者報酬も減り続けている。いわゆるデフレ状態の中にある。政府は増税しても成長はできると言うが、その根拠は不明である。

一方、向こう3年間の予算の大枠を示す財政運営戦略の新目標は、①国、地方を合わせた基礎的財政収支赤字を対国内総生産（GDP）比で2015年度までに半減し、20年度までに黒字化する、②債務残高対GDP比を21年度から引き下げるという2本柱を据えている。しかし、同時に示された試算では、20年度の赤字は21.7兆円で、本年度赤字30.8兆円の半減にもならない。財政収支を黒字化しないと、肝心の債務残高が低下しない。そのための手段は増税による歳入増か歳出削減しかない。やはり、抜本的な歳出・歳入の一体改革を行い、国民負担率を増やさない小さな政府を目指すべきである。

これと同時に、どのような社会保障制度をつくり、どこにどう投資するか等の制度設計を行い、財源としての消費税増税について国民に分かりやすく説明すべきである。

第二 行財政改革の推進

政府は国の予算制度、その他行政全般のあり方を刷新するため、内閣府に行政刷新会議を設置した。行政刷新会議は、事業仕分けというこれまで見られなかった新しい手法で、行政の無駄の洗い出しを行い、注目を集めた。期待されていた予

算や事業の無駄の見直しという行財政改革の観点では一定の成果を得られたが、財源確保の点では、第一弾の事業仕分けで3兆円以上の歳出削減を目標としたものの、削減額は7,000億円程度にとどまり、課題を残した。

政府が直営する事業は、非営利・独占事業であるが故に効率的な運用に欠ける面が多い。これを民間開放という鏡に照らしてみる市場化テスト等を行い、効率化を検証してみる必要がある。政府の行財政改革は、民間のリストラに比べてまだ不十分である。特別会計の改革をはじめとして、目に見える形での成果を期待したい。

同様に、公務員改革についてもまだ道半ばである。制度の根幹に斬り込むような改革を期待したい。国会議員の定数削減も急務である。

地方自治体についても、広域自治体や道州制の導入等、さらに徹底した行財政改革を行うように求める。

第三 国・地方のあり方

わが国の中央集権システムは、国・地方の経済発展に大きく貢献してきたが、最近ではそのシステムの生み出す非効率性の方が目立ってきた。現在の政権は、基本理念として地域主権を主張し、国・地方の関係を「上下、主従の関係から対等、協力の関係へ」と謳っている。

当面は、規制・予算・法律関連などを見直すとしているが、我々国民が求めているのは、国・地方の役割分担の明確化および行政効率化に伴う歳出削減等の実効ある政策であり、これらの問題に真剣に取り組むべきである。

また、地域主権戦略会議では基礎自治体（人口30万人程度）を重視しているが、広域行政による効率化の観点から、道州制について十分に議論すべきである。

分権型システムの確立のためには、地方のリストラに加えて、国から地方への補助金の削減、地方交付税改革、税源移譲のいわゆる三位一体改革の流れを止めてはならない。現政権は国から地

方へのひもつき補助金の廃止、地方が自由に使える一括交付金の交付を謳っているが、地方交付税交付金や補助金の見直しは急務である。

第四 税制改革のあり方

税制改革にあたっては、公平・中立・簡素という課税原則のほか、国際間の経済取引の増大や多様化、諸外国の租税政策等の国際的整合性をも踏まえつつ、今後の税のあり方に踏み込んだ抜本的な改革を行う必要がある。

中小企業は、わが国経済の礎であり、また、地域経済の担い手である。その中小企業が時代や環境の変化、特に国際化の流れの中で、その存在を確保し、社会経済への貢献を続けることができるような税制の確立が求められる。こうした観点から、かねてからの懸案である法人税率の引き下げ（軽減税率の更なる引き下げ、恒久化を含む）と事業承継税制の確立を最重要課題として提示する。また、社会保障を支える意味から、今後、消費税の役割を強化する必要がある。

第五 租税教育の充実

税は国・地方が提供する公共サービスの財源である。したがって、税がなければ国や地方の各種サービスは機能しない。国民の納税義務は憲法でも定められている。21世紀の納税者は「税をキチンと支払い、その使い方を監視する人」にならなければならない。今後の行財政改革の推進にあたっては、国や地方が国民に対して実施状況を公表するなど納税者とともに進めていくことが求められる。そのための監査機能の充実も大切になる。

そこで、学校教育はもとより社会全体で租税教育に取り組み、税の役割を正しく理解して、真の納税者（タックス・ペイヤー）意識を定着させる必要がある。

これからの税制改正は、納める側が納得した上での推進が必須の条件となる。その意味からも租税教育の充実は重要である。



各論

第一 法人税制について

1. 法人税の税率の引き下げ

わが国の法人税の実効税率はアメリカ並みの40.69%となっている。しかし最近、自国企業の国際競争力強化あるいは外国資本の誘致等の目的から、税制を優遇している国が多い。現実には、近年、欧州・アジア諸国で法人税率の引き下げが行われている。特にイギリス、ドイツ、中国等では実効税率が20%台にまで引き下げられている。

日本企業の国際競争力強化や国内産業の空洞化防止、さらには外国資本の国内への投資促進の観点から、法人税の基本税率について地方税を含め、大幅な引き下げが必要である。その際、租税特別措置の整理・合理化等で課税ベースを広げ、地方税を含めて、少なくとも欧州・アジア主要国並みの30%以下の実効税率とするよう求める。

2. 中小企業軽減税率の引き下げ等

平成21年度税制改正で、中小企業等に適用される法人税の軽減税率が2年間の措置として22%から18%に引き下げられた。しかし、現在の厳しい経営環境や中小企業の担税力を考えると、中小企業に適用される軽減税率は2年間の時限措置ではなく恒久化するとともに、さらに一層の税率引き下げが必要である。また、昭和56年以来、課税所得800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用課税所得金額を少なくとも1,600万円程度へ引き上げるよう求める。

3. 交際費課税制度

平成18年度税制改正で、一人当たり5,000円以下の飲食費については交際費から除外された。また、資本金1億円以下の中小企業に認められる特例も引き続き存続している。交際費課税における創設当時（昭和29年）の資本蓄積を図るという政策目標は消失しており、改めて経済取引の実体の中にそのあり方を位置付けることが必要と考える。2009年の追加経済対策で、中小企業に対する交際費の定額控除限度額が400万円から600万円に引き上げられたが、不十分であり、定額控除限度額の更なる引き上げ、損金不算入割合の撤廃、資本金の規模制限の弾力化等の改善を求める。

4. 役員給与

最近、会社法改正、企業会計の変更等に伴い、税制面でも役員給与の取り扱いが大幅に変わり、定期同額給与、事前確定届出給与、利益連動給与

以外は損金不算入とする改正が行われた。しかし、利益連動給与について、同族会社は適用対象外となっている。経営意欲、企業活力を発揮させるため、同族会社についても一定の要件の下で、同様の措置を認めるべきである。

5. 同族会社の留保金課税

平成19年度税制改正で、中小企業における同族会社の留保金課税は実質的に撤廃された。しかし、特定同族会社に対する留保金課税は存続しており、引き続き廃止を求める。

6. 電子申告

国税庁が2004年から運用を開始した国税電子申告（e-Tax）は、2010年3月末現在の利用率が45.4%に達した。平成21年度税制改正では、所得税額控除制度の2年延長、所得税の確定申告時に税務署への提出を省略できる書類の拡充などの措置がとられた。さらに一層の利用促進を図るため、地方税の電子申告との一体化の検討、法人・個人に対する恒久的な税額控除制度の創設など利用促進に向けての努力が必要である。

7. その他

租税特別措置に関連して、政府は「租特透明化法」を国会で成立させた。租税特別措置のうち、政策税制措置を4年間かけて抜本的に見直す方針である。租税特別措置については、政策目的を果たしたものは廃止し、それを法人税率引き下げの財源に充当すべきである。ただし、中小企業の投資促進税制など経済活性化に寄与する措置は本則化（恒久化を含む）あるいは新設すべきである。

また、配当に対する二重課税については、現行の配当控除制度では不十分であり、欧州各国の制度（インピュテーション方式）を参考に二重課税の排除を求める。

第二 個人所得税制について

1. 所得税と住民税のあり方

所得税については、就業形態の多様化など経済社会の変化に伴い非納税者が増えている。基幹税としての所得税の機能を回復させるため、税負担の歪みを直し、広く、薄く負担を求めるべきである。また、住民税は応益性の観点から均等割の更なる引き上げを求める。

一方、税制改正において、所得税の最高税率引き上げが検討されているが、仮に最高税率を引き上げても税収効果は小さく、象徴的な意味しか持たない。逆に労働意欲を損ね、マイナス効果を及ぼす可能性がある。

2. 各種控除制度の整理・合理化

所得税および住民税の諸控除については、負担の公平化、税制の簡素化、少子高齢化、雇用慣行の変化、ライフスタイルの多様化等、社会構造の変化に対応して、抜本的に見直す必要がある。人的控除については、累次の改正で複雑化しているため整理・合理化し、基本的な人的控除に集約するよう努力すべきである。

給与所得控除については、制度本来の趣旨である必要経費の概算控除としては、その水準が高すぎるとの指摘もあり、特定支出控除の拡大と併せて見直す必要がある。

3. 少子化対策

人口減少社会に突入したわが国にとって、少子化対策は国が基本政策として取り組むべき重要な課題である。政府は本年度から、新しい子育て支援制度を法制化し、中学校卒業までの子どもに1人当たり月額1万3千円を支給している。

少子化対策は、保育所の充実など本来は社会政策による施策の充実が重要となるが、一方で税制面からの配慮も不可欠である。例えば、児童に対する税額控除制度を導入し、子どもが多くなるほど税負担が軽減される制度の創設を求める。さらには、フランスで実施されているN分N乗方式（子どもの数が多くなるほど所得税が減税される仕組み）の導入も積極的に検討すべきである。

4. 金融所得一体課税

所得税の10種類の所得区分は現在の経済取引に適合しているとは言えない状況にある。このため、統合・簡素化や金融商品・取引間の損益通算による一体課税などが望ましい。平成20年度税制改正で損益通算の特例が一部実施されたが、まだ不十分である。経済活性化の観点からも金融所得の一体課税は実施すべきである。

5. 納税者番号制度

納税者番号制度については、最近、社会保障番号との関係整理を含め、政府部内でも議論が活発化している。電子商取引の普及、金融商品の多様化、国際化が進む中での資産移動の把握、金融所得一体課税での損益通算の際の適正な執行、医療・年金等社会保障制度との一元管理、さらには給付付き税額控除制度の導入に向けた検討などを背景に、導入の必要性が求められている。こうした点から、制度の創設・維持にかかるコスト、プライバシー保護等のセキュリティー確保のための法整備等の前提条件を明確にした上で、納税者の利便性も考え、税務面のみならず社会保障分野にも活用する観点から、制度の早期導入に向けて早

急かつ十分に検討すべきである。

第三 相続税制について

1. 相続税

相続税については、格差是正の観点から、平成23年度税制改正で相続税の課税ベース、税率構造の見直し等課税強化を目指す方針が示されている。また、課税方式についても昭和33年以来続けられてきた法定相続人課税方式から遺産課税方式へ変更し、税率構造はもとより、基礎控除や非課税・軽減措置等について大幅な見直しが予想される。だが、国際的に見ても相続税の負担率は主要国と同一水準であり、負担強化については納得できない。このため、現行水準を維持し、これ以上の課税強化とならないよう求める。

2. 贈与税

贈与税については、基礎控除とは別枠で、直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置が平成22年度税制改正で講じられた。しかし、この措置は平成23年末までの時限立法となっている。さらに、個人資産の世代間移転という観点から見ると、極めて対象が限定されている。このため、贈与税については、相続税の見直しと併せて、総合的な見地から、そのあり方を再検討するよう求める。

3. 相続時精算課税制度

相続時精算課税制度は、20歳以上の子が65歳以上の親から受ける贈与（非課税枠2,500万円）について、贈与時に軽減された贈与税を納付し、相続時に相続税で精算することになっている。この制度については、非課税枠の拡大と65歳から60歳への年齢制限の引き下げを求める。

第四 事業承継税制について

わが国の中小企業は、地域経済の活性化や雇用にも大きく貢献している。その中小企業が、相続税負担が主たる原因で、事業承継ができなくなるとすると、地域経済はもとより日本経済にとっても大きな損失である。こうした状況を踏まえ、法人会では長年にわたり欧米並みの「事業承継税制の確立」を訴え続けてきたところである。

事業承継税制について、欧米諸国の実情をみると、相続税体系は多様であるが、事業承継税制を優先させるとの考え方で一致している。さらに、各種特例や優遇措置が整備されている。

一方、わが国では、事業後継者を対象にした相続税および贈与税の納税猶予制度が平成21年

度税制改正で創設されたものの、事業用資産を一般資産と区分し、事業用資産の課税を軽減あるいは控除する欧米の制度に比べると内容、要件等が不十分であり、本格的な事業承継税制と呼べるものではない。

特に、自社株の課税価格の80%に対応する相続税を納税猶予する制度については、①原則として中小企業基本法で定める中小企業が対象となること、②事前に経済産業大臣の認定、適用後に経済産業大臣、税務署長への報告等手続きが煩雑なこと、③5年間、雇用（厚生年金および健康保険加入者をベース）の8割以上を維持すること、④原則として死亡時まで株式保有しないと納税猶予とならない等、厳しい条件が課されている。贈与税の納税猶予制度についてもほぼ同様である。

このため、事業承継税制を利用できるケースは限定的なものにならざるを得ず、制度導入の趣旨が生かされない恐れがある。については、適用要件の緩和と欧米並みの本格的な事業承継税制の確立を今後も引き続き最重要課題として求めていくこととする。

このほか、親族外承継も重要な課題であり、税制面を含めて所要の措置を検討すべきである。

第五 消費税制について

1. 消費税率引き上げの条件

消費税は、消費一般に広く公平に負担を求めらるるものであり、少子・高齢化による財政需要の拡大などを考慮すると、消費税率を引き上げざるを得ないものと認識する。ただし、同時に行財政改革の徹底、歳出の削減・合理化などを行うべきであり、構造改革の進展や景気情勢などについても配慮すべきであることは言うまでもない。

税制改革の中で、消費増税のみをクローズアップすることは適当でなく、厳しい歳出・歳入の見直しの中で、その必要性が確認されることが重要である。特に、消費税については、今後の国民の義務として税のあり方、福祉社会の中で受益と負担のあり方について国民のコンセンサスを構築し、かつ具体的な消費税制度のあり方や運用等について所要の整備を行うなど、国民の不安を可能な限り少なくした上で、税率の引き上げを行うべきである。

2. 滞納防止

消費税は本来、預り金的性格を持つ税金であるため、滞納防止策として中間申告やe-Taxの普及等、制度、執行面で一層充実した対策が望まれる。

平成23年度 税制改正に関するアンケート



集計結果

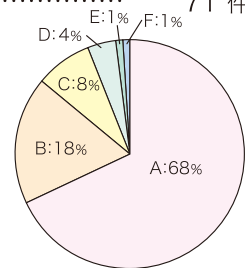
I 民主党政権が優先的に取り組むべき施策について

Q1 新しい政権において、最優先で取り組むべき施策はどれだと思いますか。

A. 景気回復に向けた経済政策	5,043 件
B. 財政再建	1,297 件
C. 事業仕分けなどによる行政改革や規制緩和	554 件
D. 年金・医療・介護などの社会保障制度の見直し	313 件
E. 子育て支援のための施策	56 件
F. その他	71 件

アンケート結果

民主党政権の施策に対する期待優先度は、『景気回復に向けた経済政策』が約7割と圧倒的に高い。次いで、『財政再建』を挙げる回答者が約2割を占める。



II 民主党政権における税制改革の方向性について

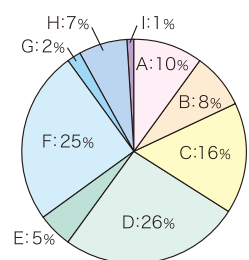
Q2 民主党の鳩山政権では、昨年末に税制改正大綱を取りまとめ、今後の税制改革の方向性を示しています。

次のうち、あなたはどのような点について特に関心をお持ちですか。2つ選んでください。

A. 所得控除から税額控除・給付付き税額控除・手当への転換	1,332 件
B. 社会保障・税共通の番号制度の導入	1,162 件
C. 租税特別措置の抜本的見直し・課税ベースの拡大と法人税率の見直し	2,227 件
D. 中小法人に対する軽減税率の引き下げ	3,447 件
E. 格差是正の観点から相続税の見直し	756 件
F. 社会保障制度の抜本改革と消費税のあり方の検討	3,423 件
G. 地球温暖化対策等のための税制措置	335 件
H. 国と地方の税源配分のあり方の見直し	1,034 件
I. その他	88 件

アンケート結果

今後の税制改革の方向性としては、『中小法人に対する法人税軽減税率の引き下げ』と『社会保障制度の抜本改革と消費税のあり方の検討』に対する関心が同水準で高く、両項目で5割超を占める。

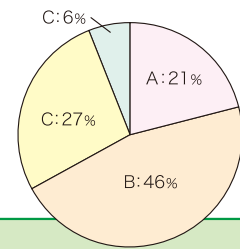


III 事業承継およびその課税問題について

中小企業は企業の大半を占め、地域経済の活性化や雇用の確保などに大きく貢献しています。その中小企業の世代交代である事業承継は重要な課題です。このことについて、お尋ねします。

Q3 貴社における事業承継について教えてください。

- A. 近年（10年程度以内）事業承継を行った 1,516 件
- B. 今後事業承継を実施したい 3,302 件
- C. （当面）事業承継する予定はない 1,890 件
- D. その他 421 件



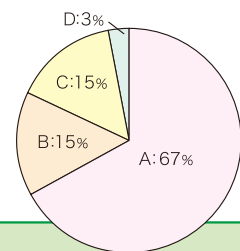
アンケート結果

アンケート回答者の約半数が、『今後、事業承継を実施したい』と回答。一方、回答者の約2割が直近10年以内で、既に事業承継を実施済み。

Q3で「A. 近年（10年程度以内）事業承継を行った」と回答された方にお尋ねします。

Q4 事業承継した相手（後継者）について、教えてください。

- A. 子 1,243 件
- B. 配偶者・親族（子を除く） 271 件
- C. 社内からの登用 276 件
- D. 社外からの登用 64 件



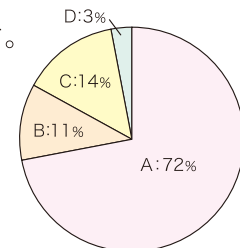
アンケート結果

『直近10年以内に事業承継を実施済み』とした回答者のうち、その6割超が『子』への承継。『子』以外への承継では、『配偶者・親族』と『社内からの登用』がほぼ同水準であった。

Q3で「B. 今後事業承継を実施したい」と回答された方にお尋ねします。

Q5 事業承継したい相手（後継者）について教えてください。

- A. 子 2,496 件
- B. 配偶者・親族（子を除く） 368 件
- C. 社内からの登用 493 件
- D. 社外からの登用 104 件



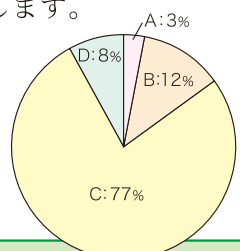
アンケート結果

『今後、事業承継を実施したい』とした回答者の約7割が『子』への承継を想定している。一方、『社内からの登用』による承継を想定しているケースがそれに次いでおり、親族外承継は全体の2割に及ぶ。

Q3で「C. （当面）事業承継する予定はない」と回答された方にお尋ねします。

Q6 事業承継をしないとする理由は何ですか。

- A. M&Aにより対応 65 件
- B. 事業を継続しない 246 件
- C. まだ具体的に考えていない 1,504 件
- D. その他 158 件



アンケート結果

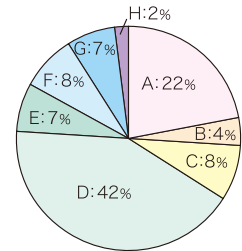
『(当面)事業承継する予定はない』とした回答者のうち、その7割以上が『まだ具体的に考えていない』と回答。また、約1割は『事業を継続しない』としている。

Q7 事業承継に際して、最も大きな問題となりそうな点は何ですか。

A. 後継者の選定	1,573 件
B. 社内での理解	290 件
C. 得意先の信頼維持	583 件
D. 事業の将来性	3,101 件
E. 相続による自社株の分散	470 件
F. 納税資金の準備	559 件
G. 特になし	504 件
H. その他	140 件

アンケート結果

事業承継に関する課題認識としては、『**事業の将来性**』をあげる回答が約4割。次いで『**後継者の選定**』が2割。
税制面よりもゴーイングコンサーンとしての会社実体の存続に対する将来不安を強く課題認識しているといえる。

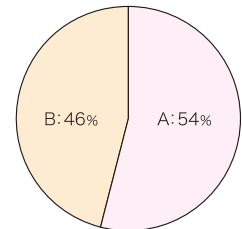


Q8 昨年、非上場株式等に係る相続税と贈与税の納税猶予制度が創設されました。ご存じですか。

A. はい	3,890 件
B. いいえ	3,250 件

アンケート結果

非上場株式に関する納税猶予制度の周知度は5割強。制度理解の浸透度はまだまだ低いといえる。

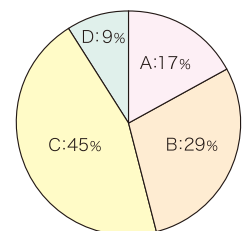


Q9 今後、事業承継をするとした場合、この納税猶予制度を利用したいとお考えですか。

A. この制度を積極的に利用したい	1,181 件
B. 要件が厳しく利用が難しい	2,013 件
C. 制度の内容がよくわからない	3,103 件
D. その他	637 件

アンケート結果

事業承継にあたり非上場株式に関する納税猶予制度を利用するには、『**制度の内容がよくわからない**』『**要件が厳しい**』で7割を超える。

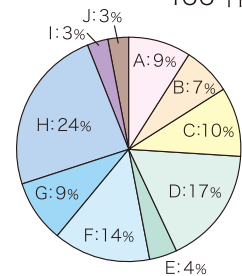


Q10 相続税の納税猶予制度を利用する上で、以下のような要件が定められています。制度利用の障害となる要件はありますか。（複数回答可）

A. 対象企業が限定されていること	1,582 件
B. 後継者は先代経営者の親族であること	1,276 件
C. 後継者は同族関係者と合わせて発行済株式の過半数を保有し、かつ同族内で筆頭株主であること	1,759 件
D. 雇用の8割以上を5年間維持すること	2,969 件
E. 資産管理会社等は除外されていること	618 件
F. 原則として、死亡時まで株式を保有しないと猶予税額が免除されないこと	2,391 件
G. 納税猶予額に相当する特例適用株式を担保に供さなければならないこと	1,610 件
H. 事前に経済産業大臣の認定、適用後には経済産業大臣や税務署長への報告など、煩雑な手続きが必要なこと	3,897 件
I. 特に見直す必要はない	543 件
J. その他	466 件

アンケート結果

相続税の納税猶予制度利用に際しての障害要件としては、主務官庁等への報告など『**手続きの煩雑さ**』に最も多くの回答が集まった。次いで、『**8割雇用の5年間継続**』。総じてみれば、制度適用に必要な各要件を万遍なく"障害"とみているといえる。

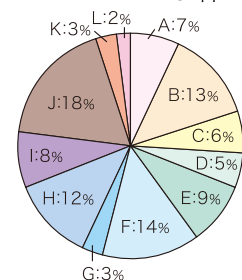


Q11 贈与税の納税猶予制度を利用する上で、以下のような要件が定められています。制度利用の障害となる要件はありますか。（複数回答可）

A. 対象企業が限定されていること	1,435 件
B. 贈与者は、役員を退任しなければいけない（無給を除く）こと	2,412 件
C. 受贈者（贈与を受ける後継者）は先代経営者の親族であること	1,089 件
D. 受贈者は20歳以上であり、役員就任から3年以上経過していること	903 件
E. 受贈者は同族関係者と合わせて発行済株式の過半数を保有し、かつ同族内で筆頭株主であること	1,664 件
F. 雇用の8割以上を5年間維持すること	2,770 件
G. 資産管理会社等は除外されていること	609 件
H. 原則として、死亡時まで株式を保有しないと猶予税額が免除されないこと	2,379 件
I. 納税猶予額に相当する特例適用株式を担保に供さなければならないこと	1,446 件
J. 事前に経済産業大臣の認定、適用後には経済産業大臣や税務署長への報告など、煩雑な手続きが必要なこと	3,527 件
K. 特に見直す必要はない	531 件
L. その他	440 件

アンケート結果

贈与税の納税猶予制度利用に際しての障害要件としても、前記、相続税（Q10）と同様の回答傾向が見られる。



～脳卒中 予防・治療最前線～ No.2



脳卒中は日本人の死因第3位・寝たきり原因の約4割！



岩井良成
川崎幸病院統括副院長
脳神経外科部長
脳血管センター長



今回は脳卒中の予防についてご説明いたしました。今回、脳卒中シリーズの第2回目として、脳卒中発症時の対応についてご説明いたします。

【脳卒中が起こったらどうする？】

脳卒中は一刻を争う緊急事態です！ あなた、または周りの人の119番コールにより、出来るだけ早く脳卒中を専門に治療している病院へ搬送することが必要です。脳卒中では、以下のような症状が突然起こります。

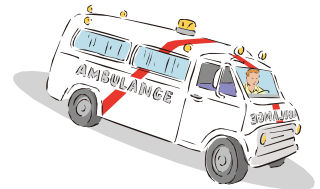
- ① 片方の手足・顔半分の麻痺・しびれが起こる（手足のみ、顔のみの場合もあります）
- ② ロレツが回らない、言葉が出ない、他人の言うことが理解できない
- ③ 力はあるのに、立てない、歩けない、フラフラする
- ④ 片方の目が見えない、物が二つに見える、視野の半分が欠ける
- ⑤ 経験したことのない激しい頭痛がする（くも膜下出血の可能性もあります）

突然上記のような症状が出たら・・・、「しばらく様子をみよう」と考えてはいけません！まず“脳卒中？”を疑って、救急車を呼びましょう。

また、そのほか簡単な「顔・腕・言葉」のテストがあります。そのうち1つでも異常があれば、7割以上は脳梗塞・脳出血と考えられます。すぐに周りの人が119番コールをしてください。

脳卒中？ 顔、腕、言葉ですぐ受診

- 顔：にっこり笑うと口や顔の片方がゆがむ
腕：両手をあげる（手のひらを上にして）と片方の手が下がる
言葉：「太郎が花子にリンゴをあげた」とうまく言えない



脳梗塞の場合、発症から3時間以内に血栓を溶かすt-PAという薬を投与するのが有効です。準備等に1時間程度かかる為、一刻も早く対応できる病院（t-PA治療は全ての病院で出来る訳ではありません）に向かう事が重要です。

脳ドック

～あなたの脳は大丈夫ですか？～

次のような方には脳ドックを推奨します。

- ◆家系に脳の病気(特にくも膜下出血)を患った方がいる
- ◆手足のしびれや手足の動きが悪い
- ◆頭痛・めまい等がある
- ◆高血圧・糖尿病・高脂血症・肥満の方

川崎幸病院の脳神経外科専門医が担当します。

検査内容：MRI・MRA、動脈硬化検査、頸動脈エコーによる簡易脳ドック

費用：27,000円(消費税込)

お問合せ：川崎幸病院 脳ドック受付 TEL044-544-9881

40歳を過ぎたら、是非脳ドックを！

脳卒中は予防が大切です。『その為には、高血圧・糖尿病などの生活習慣病の予防・管理が重要です。喫煙・過度の飲酒を控え、塩分・糖分・脂肪分を出来るだけ控えた食事を実践しましょう。』

この機会に毎日の生活習慣を見直しましょう！
『最後に発症したらすぐに救急車で病院へ！』

川崎幸病院では24時間365日、脳卒中の患者さんを受け入れ、専門医が診察と治療にあたります。

(t-PA対応)



社会医療法人財団 石心会

川崎幸病院

川崎市幸区都町39-1

044-544-4611 (代表)

租税教室・映画鑑賞会 8月28日(土)

女性部会と男性部会は「サンピアンかわさき」にて小学生を対象に税金をもっと身近に感じてもらうことを目的に「租税教室・映画鑑賞会」を開催した。会場入口でe-Taxのイメージキャラクター“イータ君”に出迎えられ、租税教室用ビデオ「マリンとヤマト不思議な日曜日」を視聴した後、川崎南税務署の松本広報広聴官による税金クイズを交え楽しみながら税について学んだ。第2部では海の生物をテーマとした映画「オーシャンズ」を鑑賞した。



活動報告

社会貢献活動 米海軍第7艦隊音楽隊コンサート 9月9日(木)

毎年ご好評を頂いている「米海軍第7艦隊音楽隊コンサート」、今回で第8回目を迎えミューザ川崎シンフォニーホールにて開催した。開演に先立ち、主催者代表として山下会長がイベントの趣旨、法人会の役割及び税についての説明や川崎南税務署の鎌田署長からは、e-Taxやホームページの活用などの紹介が行われた。プロの海軍音楽家で構成された第7艦隊音楽隊は、第7艦隊旗艦ブルーリッジとともに横須賀を拠点に音楽活動を行い、今回も多彩な演奏で参加した川崎市民約1,100名の聴衆からは大きな喝采が送られた。



法人会からお願い

法人会会費の口座振替にご協力ください

法人会会費は会員皆様の取引金融機関の預金口座から自動振替させていただけますよう、ご協力をお願いいたします。口座振替ご希望の方は必要書類を郵送させていただきますので法人会事務局までご連絡ください。



電話：044-233-4852
FAX：044-245-0023

源泉部会 研修会
9月13日(月)



源泉部会では川崎南税務署に於いて定例の研修会を開催いたしました。川崎南税務署法人課税第2部門の宮村真奈美上席国税調査官を講師に迎え「報酬・料金等の源泉徴収事務」についての研修会を行いました。この研修会は源泉部会に入会されている方々を対象に税務署の源泉担当官や外部講師を招いて開催しております。入会をご希望の方は法人会事務局までご連絡ください。

平成22年度 第2回 理事会
9月15日(水)

川崎日航ホテルに於いて開催した。税務署からは鎌田署長以下、三村副署長、矢島法人課税第1統括官、名倉法人課税第1上席国税調査官が出席され、山下会長、鎌田署長のあいさつの後、山下会長が議長になり議案審議に入った。議事は、
第1号議案 平成22年度上期事業報告
第2号議案 公益法人認定に向けて
第3号議案 その他報告事項
満場一致で承認された。



会員増強決起大会開催 9月15日(水)

川崎日航ホテルに於いて、会員増強決起大会が開催されました。参加者は本部役員、青年・女性部会役員、組織委員、また川崎南税務署からは鎌田署長以下幹部の方、東京地方税理士会川崎南支部、大同生命保険㈱、A I U保険の方々37名が出席されました。

山下会長はあいさつの中で、会員増強の必要性と会を維持し発展させていくのが我々の使命であると話され、阿部組織委員長兼副会長からも本部役員、支部役員が意識を持って会員増強を行えば必ず目標を達成することが出来ると話されました。

議題は県法連作成の会員増強用ビデオ研修、平成22年度入会・退会状況及び新規目標について加入勧奨の推進について活発に話し合われ意義のある大会になりました。



法人会からお知らせ

◆◆◆ **会費の自動引落のお知らせ** ◆◆◆

当会会費の口座自動振替契約をされている方は、平成22年度下期分（平成22年10月～平成23年3月）の会費をご指定の金融機関から引き落としさせていただきます。

※自動引落は通帳の摘要欄に印字されますので領収証の発行は省略させていただきます。予めご了承くださいますようお願いいたします。

12月7日引落

三井住友銀行・横浜銀行・りそな銀行・みずほ銀行・静岡中央銀行
三菱東京U F J 銀行・さわやか信用金庫

12月14日引落

川崎信用金庫
芝信用金庫

税のQ&A



遺産を分割するために、 …一案

税理士・CFP® 越智 浩

Q. 代償（金銭）分割 …生命保険金を活用した例

父が3か月前に亡くなりました。相続人は母（配偶者）、姉（長女）と私（長男）の3人です。相続財産は、自宅（一戸建て）の土地・建物の価額約1億円と預貯金が2千万円ほどです。この他に、父死亡により母が受取人となる生命保険金が4千万円あります。

話し合いの結果、自宅の土地・建物は母と私が2分の1ずつ、預貯金は姉が相続することになりました。また、姉には母受け取りの生命保険金から2千万円を渡すことになりました。

以上のような内容で遺産分割協議書の作成や相続税申告の際、何か問題があるでしょうか。

A. 特別受益？ …みなし相続財産

"争続"という字をあてて、面白おかしく解説している本も巷にはあるようである。しかしながら、遺産がいつまでも未分割のままでは、兄弟姉妹の縁もこれまでとなり、亡き父（母）も浮かばれまい。テレビドラマや小説のように延々と兄弟姉妹争いの裁判が続くようでは、現実にはかなり悲惨である。また、副次的とはいえ、相続税の申告期限までに遺産が分割されなければ、相続税法上の優遇措置も受けられない。

上記設例のように相続人が複数いる場合、民法において、相続の割合を法定相続分として定めている。これは相続人間における話し合いや家庭裁判所での審判での目安となるものである。一方、現在の民法及び相続税法では、自由な遺産分割協議を認めている。つまり、法定相続分は、遺産分割協議を進めていくためのあくまでも一つの目安なのである。結果として、遺産の配分が各相続人の法定相続分とずれていたとしても、共同相続人間において合意され、合意した内容通りに遺産分割協議書が作成されれば、基本的には何ら問題はない。そのまま、相続登記等名義書換の手続きに入ることになる。そして、（相続税法上の）遺産総額が遺産に係る基礎控除額（5千万円＋1千万円×法定相続人の数）を超えれば、その遺産分割の内容に基づいて、相続開始日から10ヶ月以内に相続税の申告をすることになる。

設例では、法定相続分は配偶者が2分の1、そして長女及び長男が4分の1ずつとなる。相続財産の内容をみると遺産の大部分が一戸建ての自宅

である。これを物として3人に分割することはなかなか困難であり、また、共有持分といった方法により法定相続分通りに遺産を分割することは、後々禍根を残す（孫・曾孫の世代）ことになりかねない。そこで、分割に適さない財産が大部分を占める場合には、相続人の1人が財産を取得する代償として他の相続人へ金銭を渡すことにより、より確実に遺産を分割する手法として、代償（金銭）分割を採用することが多い。この設例では、配偶者受け取りの死亡保険金を活用し、配偶者から長女へ2千万円を渡すことにより、長女の法定相続分（本来の相続財産に特別受益である生命保険金を持ち戻し： $(1億2千万円 + 生命保険金4千万円) \times 1/4 = 4千万円$ ）に見合う遺産配分になったわけである。こうした代償分割は、家庭裁判所における審判等でも採用されるケースが多い。このように、生命保険金や死亡退職金などを活用して遺産分割を図るのは、有力な一案である。

ところで、法定相続分をほぼ満たすような遺産分割をして、各相続人にとって公平あるいは平等に『相続』したとしても、相続税の納税義務がある場合、『相続税』の負担も公平・平等になるとは限らない。『相続税』には、遺族の担税力という観点から「みなし相続財産である生命保険金等の非課税金額」や「小規模宅地等の課税価格の特例」といった制度がある。これらの制度・特例を適用する相続人と適用しない相続人の間では、どうしても『相続税』の負担が違ってきてしまう。上記設例においても、遺産に相続税が課される場合には、長女の『相続税』の比較的負担増となりそうである。

つまり、『相続』と『相続税』は全くの別物と考えておかなければならない。

「税を考える週間」(11月11日(木)～11月17日(水))

テーマ: 「IT化・国際化と税」

～ 国税電子申告・納税システム(e-Tax)の利用促進 ～

平成22年度も引き続き、「IT化・国際化と税」をテーマとして、国税庁が取り組んでいるIT化・国際化に関する諸施策を紹介します。また、本年度の重点広報項目である「e-Taxの利用促進」に向けた情報を提供していきます。

週間中の活動

- 1 マスメディアを活用した広報
- 2 国税庁ホームページの活用(「税を考える週間」特集ページの開設)
- 3 講演会及び説明会等の開催
- 4 国税モニター座談会の開催
- 5 税に関する作文の表彰
- 6 その他 ～関係民間団体による講演会や税の作品展の開催など～



IT化を通じた納税環境の整

国税庁では、申告・納税の際の納税者の利便性の向上を図るため、IT化を通じた納税環境の整備を進めています。具体的には、国税電子申告・納税システム(e-Tax)のほか、確定申告書等作成コーナー、タックスアンサー(よくある税の質問)、路線価図、税の学習コーナーをはじめとした国税庁ホームページによる税に関する情報の提供などの施策を行っています。

国際化への対応

国税庁では、国際化への対応として、国際的租税回避への対応をはじめとした適正・公平な課税の実現のための取組や、国際的な二重課税の防止等のための相互協議、租税条約に基づく情報交換を行っています。また、開発途上国への技術協力をはじめとした各国税務当局との協力・協調にも取り組んでいます。

国税庁への要望等をお寄せください!

国税庁ホームページに開設する「税を考える週間」特集ページでは、納税者の皆様から「国税庁に対する要望」等を聞くためのアンケートの窓口を開設します。

e-Taxを始めよう! ～国税電子申告・納税システム(e-Tax)とは～

- 国税に関する各種手続
 - ① 所得税、法人税、消費税、酒税及び印紙税の申告
 - ② 全税目の納税
 - ③ 申請・届出等

が自宅やオフィスからインターネットを通じて行えます!
- 特に、源泉所得税の毎月納付や消費税の中間申告・納付など、利用回数の多い手続には大変便利です!

ご利用いただく前に

e-Taxを始めるには、事前に**電子証明書**と**ICカードリーダライタ**の準備が必要です。

① 電子証明書

公的個人認証サービスに基づく電子証明書を利用する場合、住民票のある市区町村の窓口で、住民基本台帳カード(ICカード)を入手し、電子証明書発行申請書等を提出して電子証明書の発行を受けてください。また、有効期限は3年となっており、有効期限切れの場合は、新たに取得する必要があります。※手数料がかかります。

詳しくは、住民票のある市区町村へお問い合わせください。

② ICカードリーダライタ

家電量販店やインターネット販売などで購入できます。

税に関する情報は国税庁ホームページへ www.nta.go.jp
 e-Taxに関する情報はe-Taxホームページへ www.e-tax.nta.go.jp
 e-Taxの操作に関するお問い合わせはe-Tax・作成コーナーヘルプデスクへ TEL 0570-015901

— 税に関する情報は国税庁ホームページへ www.nta.go.jp —

～川崎消防署からのお知らせ～

消火器の訪問点検による 高額請求にご用心



トラブル 続出

不適切点検
返却拒否
支払強要

彼らのターゲットはあらゆる事業所

- 工場、作業所、事務所ビル
- スーパー、小売店
- 学校、病院
- マンションなど



請求されたお金を支払う前に、悪質業者の言った言葉やその手口を詳細に記録しておき、相手の行為に法令違反があると思われる場合は、消防、警察、消費生活センターに相談しましょう。